



公益社団法人 日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

2022年度日本専門医機構認定 産婦人科専門医更新申請の概要

2021年12月

日本産科婦人科学会
中央専門医制度委員会

1. 2022年度日本専門医機構認定 産婦人科専門医更新申請の該当者

- 2021年以降は学会が認定する専門医の更新制度は廃止され、日本専門医機構が認定する専門医のみの更新（新規取得）に移行となり、一本化されました。機構専門医更新基準は学会専門医更新の基準とは異なります。
- 次のような会員が2022年度に機構認定専門医の更新申請の対象となり、更新手続きをしないと2023年3月31日で専門医資格を喪失します。

- ①2017年度に学会認定専門医に認定、更新、再認定された会員
（専門医番号の末尾 -NOO17、
専門医認定期間 2017(平成29)年10月1日～2023(平成35)年3月31日)
- ②2021年度に専門医更新猶予を申請し、2022年度に
機構専門医更新を行う会員（専門医番号の末尾 -NOO16)
- ③2022年度に学会認定専門医の再認定を申請する会員
- ④2021年度に学会認定専門医再認定審査に合格し、同年度に
機構専門医更新申請をしていない会員

※上記の会員以外は2022年度に機構専門医を更新申請することはできません。


※2022年度に専門医更新猶予申請を行う会員は、2022年度には機構認定専門医を更新申請することはできません。

2. 2022年度日本専門医機構認定 産婦人科専門医更新申請の申請書類

機構認定専門医更新時には下記の(1)～(7)の提出が必要です。

- (1) (様式1) 日本専門医機構認定産婦人科専門医資格更新申請書
- (2) (様式2) 勤務実態自己申告書
- (3) (様式3) 診療実績の証明(症例一覧表) *後述の診療実績の免除対象者の様式3の提出は任意
- (4) (様式4) 機構単位集計表
- (5) 会員専用ページ(e医学会マイページ)「専門医単位」の
「機構単位」のページ
- (6) e医学会カードで登録されていない単位の証明書類(※)
- (7) 日本専門医機構認定産婦人科専門医更新申請 チェックリスト

※e医学会カードで登録されていない単位に関しては受講証明書(原本)、その他各種証拠書類(論文コピー、学会抄録コピー、講演依頼者からの依頼状のコピーなど)の提出が必要です。

 詳細は2022年3月頃公開予定の「2022年度の『日本専門医機構認定産婦人科専門医』の申請に関するお知らせ」を必ずご確認ください。

3. 2022年度日本専門医機構認定 産婦人科専門医更新申請の受付、審査期間

(1) 受付

申請書送付先：所属地方産科婦人科学会専門医制度委員会

受付期間：2022年4月～5月末日で、詳細は所属地方産科婦人科学会専門医制度委員会からのご案内をご覧ください。審査は年1回です。


受付期間を厳守して下さい。締切後の提出はお受けできません。

(2) 審査

学会中央専門医制度委員会で一次審査を行い、機構が二次審査を行い認定します。

審査結果は、2023年3月頃に機構から各申請者宛へ通知いたします。

合格者には2023年4月1日付で機構から認定証が交付されます。

 審査料・登録料などについては2022年3月頃公開予定の「2022年度の『日本専門医機構認定産婦人科専門医』の申請に関するお知らせ」を必ずご確認ください。

4. 2020年度以降の機構専門医の更新基準 必要単位一覧表
 (2022年度申請の活動期間は**2017年5月1日～2022年4月30日**)

項目	取得単位		
i) 診療実績の証明	5～10単位 ※1		
ii) 専門医共通講習	3～10単位 必修講習で3～ ※2		
iii) 産婦人科領域講習	20単位～ <small>*日本専門医機構の学術集会・研究会・講習会等で取得可能な単位は、以下3種類となります。</small>		
iv) 学術業績・診療以外の活動実績	0～10単位 ※3	ii) 専門医共通講習	・学会開催中の講演・講習会等を 受講することで取得できる
i)～iv)の合計	50単位	iii) 産婦人科領域講習	・講習において60分間講師を務めた場合に取得できる
【診療実績免除者】 ※1 ii)～iv)の合計	40単位	iv) 学術集会参加 (学術業績・診療以外の活動実績の項目の一つ)	参加したことで取得できる

※1 連続して過去に3回以上の更新を経た専門医（学会認定専門医・旧認定医を含めて当該更新が連続4回目以上となる場合）は、診療実績の証明は更新要件から免除されます。その場合、i)は不要でii)～iv)の合計40単位が必要となります。

※2 必修講習3項目（医療安全、医療倫理、感染対策）をそれぞれ1単位以上含む必要があります。

※3 学術集会参加単位は6単位が上限となります。

*上記i)～iv)の**最低単位数を満たし、かつ合計で50単位**が必要となります（上述のように、診療実績免除者にあっては、診療実績の証明を除く機構単位合計40単位以上が必要です）。各項目の最低単位数の取得だけでは合計50単位にはなりませんので、十分にご留意下さい。

5. 診療実績の証明（5～10単位）

（様式3）

診療実績の証明（症例一覧表）

（10例で1単位、必要な単位数分の症例を記載。2017年5月1日～2022年4月30日の症例に限る）

No.	診察日 年/月/日	年齢	性別	診断名	検査・処置・投薬等	転帰	診療施設名	担当医/ 指導医
1	/ /							
2	/ /							

- (1) 様式3の診療実績証明の免除対象者を除き、2017年5月1日～2022年4月30日の間に診療した症例数に応じて、10症例を1単位と換算し、該当する単位数（5単位～10単位、5単位は必須、50例～100例）を記載します。
- (2) 連続して過去に3回以上の更新を経た専門医（学会認定専門医・旧認定医を含めて当該更新が連続4回目以上となる場合）は診療実績の証明は更新要件から免除されます。2022年度の機構専門医更新申請で症例免除となる専門医番号はN8717、N9217、N9717、O217(専門医取得から5年毎に更新をしている場合)となります。NO717以降の専門医番号は免除対象に該当いたしませんので、最低5単位以上は診療実績の症例をご提出下さい。診療実績免除者にとっては、診療実績の証明を除く機構単位合計40単位以上で必要単位を満たします。

6. 専門医共通講習（3～10単位）

(1) 2017年5月1日～2022年4月30日の間の活動で、必修講習（医療安全、医療倫理、感染対策）のうち、必修講習3項目をそれぞれ1単位以上含むことが必要です。3単位は必須、3～10単位を計上できます。

(2) 専門医共通講習のカテゴリー

- 専門医共通講習（必修講習）：医療安全、医療倫理、感染対策
- 専門医共通講習（必修講習以外の共通講習）：医療制度と法律、地域医療、医療福祉制度、医療経済、臨床研究・臨床試験、両立支援（治療と仕事）など

(3) 主催

- 都道府県医師会
- 基幹施設・連携施設を有する医療機関
- 学会中央専門医制度委員会が認定

(4) 専門医共通講習のe-learning受講履歴は以下のe-learningでも該当します。上限数は本会で定めた上限数（必修講習1単位まで、必修以外の専門医共通講習3単位まで）に沿うこととしますが、2022年度申請者に限り、e-learningによる上記単位の取得上限を撤廃いたします。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ①学会ホームページのe-learning | ②日本専門医機構のe-learning |
| ③他診療科のe-learning | ④日本医師会のe-learning |

(5) 専門医共通講習で60分間講師をした場合は2単位（30分間以上60分間未満は1単位）となります（上限回数制限なし）。受講単位との重複はできません。証明となる書類コピーの提出が必要です。

7. 産婦人科領域講習（20単位以上）

- (1) 2017年5月1日～2022年4月30日の間の活動で、
20単位は必須、上限はありません。
- (2) 主催
学会中央専門医制度委員会が認定
- (3) 指導医講習会
2017年5月1日～2018年3月31日までに現地で受講、あるいはe-learningで取得した「指導医講習会の単位」は「必修講習以外の共通講習」となります。
ただし、2018年4月1日以降に現地で受講、あるいはe-learningで取得した「指導医講習会の単位」は「産婦人科領域講習の単位」となります。
- (4) 産婦人科領域講習において60分間講師を務めた場合には2単位（30分間以上60分間未満は1単位）となります（上限回数制限なし）。
受講単位との重複はできません。
証明となる書類コピーの提出が必要です。

8. 学術業績・診療以外の活動実績 (0~10単位)

2017年5月1日~2022年4月30日の間の活動で、上限は10単位です。

「学術集会等参加単位」以外は別途証明する書類の提出が必要です(証明書がない場合は単位として計上ができません)。

項目名	取得単位	備考
(1) 学術集会等参加単位	<u>上限6単位</u>	e医学会マイページ「専門医単位」の「機構単位」のページを提出。
(2) 学術集会発表	筆頭発表者に1単位、 原則として第2発表者に1単位	学会単位が交付された学術集会が対象。 発表年月が記載されている抄録集等の該当ページのコピー提出が必要。
(3) 論文発表	筆頭著者に2単位、筆頭著者以外に1単位	<u>商業誌は除く。</u> 発行年月が記載されている抄録集等の該当ページのコピー提出が必要。
(4) 地域学校等で講演	約60分で2単位、 30分で1単位	<u>地域・学校等で市民啓発目的の講演を行った場合。</u> 主催者からの証明書が必要。
(5) 座長	1回につき1単位	発行年月が記載されている抄録集等の該当ページのコピー提出が必要。
(6) 学術雑誌の査読	1単位	当該雑誌編集局発行の証明書提出が必要。
(7) 学会主催の試験業務	1業務につき1単位	所属施設での学生向けの試験問題作成は不可。当該学会発行の証明書が必要。
(8) 地域・国際保健活動	上限2単位	<u>個人名の入った印刷物コピーと申請者本人が記載した約400文字の活動内容報告書の提出が必要。</u>
(9) 校医	上限2単位	学校からの証明書提出が必要。
(10) 医療事故調査制度外部委員	1年度につき2単位	学会推薦で委嘱した場合。調査を行った医療機関からの認定証が必要。

9. e-learningによる単位取得

- (1) 2017年10月11日以降、学会ホームページのe-learningによる受講単位の取得（認定）は1単位につき5,500円（税込）のクレジット決済による課金制のシステムとなりました。同日以降のe-learningは会員専用ページ（e医学会マイページ）「動画配信」の機構認定受講単位の表示がある項目で受講ができます。

https://www.jsog.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=35

同日以降、e-learningによる共通講習および産婦人科領域単位を取得するためには、受講後に①設問5問中、4問以上の正解、②クレジット決済が必要です。クレジット決済後のキャンセルはできませんので、ご了承下さい。会員専用ページ（e医学会マイページ）「専門医単位」の「機構単位」ページをプリントアウトしてご提出下さい。
なお、同日以降のe-learningはクレジット決済を経た受講単位のみが有効となります。

- (2) 従来、e-learningで計上できる単位数には上限を設けておりますが、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）蔓延予防のために予定されていた学術集会・研修会等が急遽中止・延期になったことによる必要単位不足を考慮し、2022年度申請者に限り、e-learningによる上記単位の取得上限を撤廃いたします（e-learningでも2022年4月30日までの受講が必要です）。

	共通講習必修	必修以外の共通講習	産婦人科領域講習
2020年度以降申請者	4	3	6

- (3) 現地で受講した講習会と同一の講習会をe-learningで受講しても単位として認められません。

10. 取得単位数の確認方法①

日本産科婦人科学会ホームページから「会員専用ログイン」に進み、取得済の単位をご確認ください。

https://www.isog.or.jp/modules/members/index.php?content_id=1

公益社団法人 日本産科婦人科学会
Japan Society of Obstetrics and Gynecology

HOME | 会員・医療関係の皆様へ | 医学生・研修医の皆様へ | 一般の皆様へ | 関連リンク | サイトマップ

学会について | 学術講演会・研修会 | 学会誌・刊行物 | 産婦人科専門医 | 声明／倫理に関する見解 | 委員会情報 | **会員専用ログイン**

HOME > 会員専用 > INDEX

会員専用

INDEX

「会員専用ログイン」をクリックしてください。

更新日時：2018年8月23日

会員専用コンテンツの閲覧にはe学会へのログインが必要です。

会員専用ログイン

[ログインに関するよくあるご質問 \(FAQ\)](#)
[パスワードをお忘れの方](#)

10. 取得単位数の確認方法②

e医学会IDは10桁、学会IDは8桁の数字です。

e医学会IDもしくは日本産科婦人科学会会員IDを選択してください。

使用するIDをご選択下さい。

e医学会ID 所属学会の会員ID

学会選択

所属医学会ID

パスワード※

※パスワードは、ユーザー登録時に設定いただいたものを、e医学会ID、所属学会の会員IDに、共通で使用しています。

ログイン

e 医学会は、医療技術の開発、発展、普及を支援するべく産学一体となった情報プラットフォームとして、安心して安全にご利用頂ける様、サービスの提供を心掛けて参ります。

更に、コンプライアンスの重要性を十分に認識し、また、公共性にも配慮したサービスを細心の注意を払って提供して参ります。

なお、e 医学会は大学病院医療情報ネットワーク(UMIN)の協力の下、三菱商事(株)と学会事務局システムでは多くの実績を持つ京葉コンピューターサービス(株)が運営して参ります。

10. 取得単位数の確認方法③

ホーム 研修会・セミナー 動画配信 **専門医単位** アンケート Myスケジュール

安全性情報 [を見る](#)

先生への連絡 / おすすめの新着
学会より

学会関連メニュー
学会会員検索
本人情報変更

学会からの最新のお知らせ
学会を選択

「専門医単位」をクリックしてください。

ホーム 研修会・セミナー 動画配信 **専門医単位** アンケート Myスケジュール

専門医単位照会検索

専門医単位を照会することができます。

ここでは医学会サービスを利用する学会で、本人情報が登録されている学会の専門医単位を照会することができます。 ※全ての取得単位を照会できるわけではありません。

「日本産科婦人科学会」
を選択してください。

学会選択

10. 取得単位数の確認方法④

[ホーム](#)
[研修会・セミナー](#)
[動画配信](#)
[専門医単位](#)
[アンケート](#)
[Myスケジュール](#)

専門医単位照会

機構単位

学会単位

「機構単位」をクリックしてください。

学会：日本産科婦人科学会

学会から連携されている単位や一部の動画視聴状況、e医学会カードを使用して取得した単位を照会することができます。
 ▼研修会や講演会の参加履歴・単位の反映には、データのアップロード等を行うため2週間程度かかる場合もありますのでご了承ください。
 ▼単位取得可能な動画の「参加日」の欄には該当動画の視聴日が表示されます。
 ▼単位取得対象でない動画の視聴状況は、視聴の翌日以降にご確認いただけます。

こちらで照会できる単位は全ての取得単位ではありませんのでご注意ください。

日本産科婦人科学会 専門医制度について

専門医申請・更新などに関わる受講状況

専門医更新と指導医更新の更新年度はそれぞれ対象となる活動期間が異なる場合があります。
 初期表示は「専門医更新」の活動期間となっているため、「指導医更新」単位については「指導医」タブをクリックし表示を切り替えて、ご確認下さい。
 なお、専門医、指導医資格を未取得の場合には、次回の専門医、指導医申請期間までの5年間の単位が表示されます。ご自身で期間を指定してご確認ください。

「専門医」をクリックしてください。

専門医

指導医

表示年月日	2017	年	05	月	01	日	～	2022	年	04	月	30	日	検索
合計単位数	共通講習(必修)		共通講習(必修以外)		産婦人科領域講習		学術集会参加登録							
参加回数	[必修] 医療安全		[必修] 医療倫理		[必修] 感染対策		日産婦指導医講習会							

専門医番号「NOO17」の先生は初期設定で2022年度機構専門医更新申請の活動期間(単位をカウントできる期間)が「2017年5月1日～2022年4月30日」と表示されています。

※共通講習、産婦人科領域講習、学術集会参加単位には、上限がありますのでご注意ください。詳細は[こちら](#)をご確認ください。